

全員協議会次第

平成30年10月16日
全員協議会室 9:30～

1. 開 会 (9:30)
齊藤事務局長

2. 挨拶
抜井議長

3. 協議事項
(1) 下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、関連する条例の改正、新設、廃止の概要について

4. 報告事項
(1) 政策検討会議

5. その他

6. 閉 会 (10:11)
井田副議長

平成30年10月16日(火)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員 久保健二
議員 鈴木淳
議員 小松伸介
議員 安澤豊
議員 吉村美津子
議員 内藤美佐子
議長 抜井尚男

議員 増田磨美
議員 細田三恵
議員 岩城桂子
議員 本名洋
議員 細谷三男
議員 山口正史
副議長 井田和宏

欠席議員

議員 菊地浩二

説明者

上下水道課長 松本明雄
下水道業務担当主幹 藤根晃

上下水道課副課長 栗原浩

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長 齊藤隆男

事務局書記 山田亜矢子

◎開会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開催いたします。
(午前 9時30分)

◎開会の挨拶

○事務局長（齊藤隆男君） 開会に当たりまして、抜井議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（抜井尚男君） 皆様、改めまして、おはようございます。

本日は定例の全員協議会ということで、皆様方におかれましては早朝よりお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。今回上程があるということで、上下水道課でも出席を賜りまして、ありがとうございます。

さて、気候も大分、先月の全員協議会に比べると過ごしやすくなってまいりました。10月7日には体育祭がございまして、4名の選手がリレーに参加をさせていただきました。その他、皆さん、地域の地域の選手として大活躍されたかというふうに思います。

今月、まだこれからですか、文化祭がこの間スタートをしましたが、そのほかに来月になりますと産業祭等、いろいろと行事がこの秋は大変多うございます。どうか皆さん、ご自愛いただきながら、ご活躍をいただきたいというふうに思います。

ご存じのとおり9月の定例会も、皆さんのご協力をおもちまして、24日間のスケジュールを無事終えることができました。以前にもお話ししたと思いますが、12月の定例会に関しましては、通常の年よりも、町長選挙がある関係で、11月、早い段階で始まるというふうに思いますので、どうかご了承いただきながら、準備のほう進めていただければというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、きょうは協議事項は1件でございますが、皆さんにご協力いただきながらスムーズに進行してまいりたいと思いますので、最後までどうかよろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、次第の3、協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、議長、よろしくお願いいたします。

◎下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、関連する条例の改正、新設、
廃止の概要について

○議長（抜井尚男君） それでは、早速、協議事項に入りたいと思います。

協議事項の1番でございます。下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、関連する条例の改正、新設、廃止の概要について、こちらのほうは上下水道の課長からでよろしいですか。お願いします。

○上下水道課長（松本明雄君） おはようございます。今、議長よりご紹介がありましたとおり、地方公営企業法適用によりまして下水道条例の一部改正が必要となりますので、その概要についてご説明させていただきます。済みません。着座にてご説明させていただきます。

今回でございますが、今、お話ししましたとおり、地方公営企業法が、今、下水道は任意適用になってお

りましたが、平成31年4月1日より、全面、地方公営企業法適用の事業ということで、今準備を進めているところですが、その一環として、まず下水道条例、これを4月1日より公営企業法適用させるために改定の措置が必要となっております。その改正案の概要について説明させていただきます。

今回の改正の趣旨としましては、一般行政組織から切り離しまして公営企業へ移行するための措置ということになっておりまして、現在ある条例の中身について、大きく変わるということとはございません。初めに、改正後の下水道事業の例規体系の概要についてご説明したいと思います。

資料1のA3判のほう、これをごらんいただきたいと思います。まず、左辺のほうですが、これが今現行となっておりますが、まず一般行政組織の第10編第3章、左の上のほうでございます。これが下水道事業となっております、右辺が今度改定後ということで、一応並行するような形で表示させてまいりました。

それで、右側の改正後をごらんいただきたいのですが、第11編、水道を、今ありますとおり公営企業というタイトルに改めまして、左側の第11編。現行は水道となっておりますが、第11編、右側です。このタイトルを今のところ、公営企業というタイトルに改めまして、この11編の中へ、今ある下水道の項目を移行することになります。一応色分けしてございますが、現行の条例については、左の上、下水道、現行。青色と緑色で表記しておりまして、これがまず対象となってきます。今度、右側、これが右側改正後にも同じように緑色と青色のところに入るといって色分けしてございます。

赤字を改正後で表記しておきましたが、赤字につきましては、新設によるもの、あるいは水道事業の規定の中に組み入れて一部改正となるものでございます。よろしいでしょうか。

まず、大前提としまして、法適用後の事業体系としましては、機構の簡素化等考慮しまして、下水道事業と水道事業の2つの事業を一つの組織として経営する内容となっております。ですから、水道事業は水道事業、下水道事業は下水道事業ということで、まるっきり別ということにはなっておりませんで、例規上は上下水道事業ということに、一応公営企業の組織としてはそういう事業になるということを進めさせていただいております。

右側の改正後ですが、第11編の公営企業の第1章です。第1章ということで通則ということになっておりますが、これ第1章の通則は設置条例等管理全般のもの、ここを第1章として移行させております。

まず、一応読み上げますと、条例、三芳町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例、これは一部改正により、今ある水道事業の設置条例の中に下水道事業を追加するものでございます。

黒字のところは、基本的には改正ございません。下水道事業と共通で、例えば企業の給与の種類、基準に関する条例、これは下水道事業と共通でございます。その下の三芳町水道事業布設工事、基準に関する、及び技術管理者基準に関する云々とありますが、これは水道事業のみ。

下の三芳町水道事業審議会条例、これも水道事業です。

三芳町水道事業における剰余金の処分等に関する条例、これも水道事業。

下の赤字ですけれども、これは今、一応新設ということで考えておりますが、水道事業と同じように、下水道事業も剰余金が生じた場合の処分については、一応条例で上程させていただきたいと考えております。

緑色の審議会条例は、これは現行の審議会条例から基本的にはそのままこのところへ移し込むということになってございます。

一応参考まで、条例以外にも規則がいろいろ変わるところがございますので、右側の規則等ということで

列記させていただきました。

まず、一番上です。三芳町水道事業及び下水道事業の管理規程。これは一部改正により、今ある水道事業の中に下水道事業を追加いたします。事務分掌ですとか、職の設置ですとか、この内容になっております。

次が、三芳町企業職員就業規則。これも一部改正により下水道事業を追加する内容になっております。

一番下、この次が新設になりますが、これは下水道事業の会計規程ということで、新たに新設しなくてはなりませんので、公営企業となりますので、勘定科目等がいろいろこの中に書かれることになります。

その下に、三芳町水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定に関する要綱。これも決まり物でして、各指定金融機関、今までは一般行政組織の中でありましたので、この要綱はございませんでしたが、これは公営企業になることによって通常の出納事務等の指定をするという内容になっております。

その下、第2章以降は、各事業、水道事業と下水道事業の具体的な業務に関する事項となります。第2章については、水道事業ですので、下水道の法適用に伴うものはありません。ただ、表記としましては、たしか給水となっておりますものを、一応今のところ、タイトルを水道事業、わかりやすくするために水道事業に変える予定でございます。

第3章が下水道事業としての新設になります。これは、先ほど申しました現在審議会条例以外のものを青字で表記しているものでございまして、この3章に表記されることになります。現行の第3章、下水道条例の中の審議会条例以外のものが、この第3章に移行してくるということになります。

それで、今申しました各条例の改正案の概要につきましては、この後、担当主幹より説明させますが、公営企業のあり方としまして、ご承知のとおり経営組織として一般行政職から切り離しているということになりますので、一番大きく変わるのが、自治体の長、町長に留保されている権限以外の独自の権限を有する管理者、よく公営企業管理者という名前が出ておりますが、これを置くことになりまして、日常業務については、ほぼ管理者に委ねることとなります。ただし、本町のように、水道事業もそうですが、小規模な企業は具体的に管理者個人を置かなくてもできますので、今回も改めて置かない内容となっております。実際には、管理者を置かない場合は町長がその管理者業務を行うということが法的になっております。したがって、条文の改正内容としましては、長という表記を管理者に変える文言が整備の主となっております。

また、現行の規則等、第3章に参考で列記しておきましたが、右側の改正後の表の一番下のほうです。これも一応そのまま、基本的にはそのまま移行になってきますが、表記の一部を規程に変更しておりますけれども、今までは例えば三芳町下水道条例施行規則となっておりますが、この表記を規程という内容に直してあります。これは現行の規則の内容が全て管理者権限の内容となりますので、規則というところで、自治体の長の管轄になってきますから、管理者業務ということで、これはどこの地方公営企業を見ても規則という概念ではなく、規程というものになりますので、それで改めさせていただくということになります。

廃止につきまして、右の下に、今回の移行に伴って廃止しなくてはならない条例もありまして、それはちょっと小さいのですが、右側の下に書かせていただきました。下水道事業特別会計の条例です。これは必然となくなります、移行することによって。

次に、下水道整備基金の設置云々の条例なのですが、これは一応今の予定ですと、水道と同じように剰余金の処分に関する条例をほぼ同じ内容で考えておりまして、この中に建設積み立てということで出て

きますので、一応それを設けますので、この設置条例については廃止の方向で今のところ考えております。

続きまして、三芳町水道事業管理者に公共下水道使用料の徴収事務の委任に関する規則なのですが、これも結局、今は自治体の長から水道事業へ委任していたものを、上下水道事業で公営企業になりますので、この条例はなく、下水道条例の中であわせて料金を徴収しますという内容で足りるので、この条例も廃止ということになっております。

まとめて申し上げますと、結局、今、このA3の表、現行から、右側が改定後に移りますが、この今まであった第10編、建設の第3章の下水道がなくなりまして、第11編、今までは水道となっておりましたが、これを第11編、公営企業という名称変更をしまして、ここにこの1章と3章に振り分けて条例体系をなしていくという形になります。

なお、例規上、表現の仕方など、これからちょっと精査する部分もありますので、実際に上程案になったときには、今言った内容の文言等は一部変わる点もあり得るかもしれませんので、済みません、その点についてはご了承いただきたいと思います。

それでは、資料の2なのですが、続きまして条例の改正の概要について、主幹のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（抜井尚男君） 下水道業務担当主幹。

○下水道業務担当主幹（藤根 晃君） 下水道業務担当主幹の藤根と申します。

資料2につきまして、資料に沿ってご説明をさせていただければと思いますので、よろしくお願いします。着座にして失礼させていただきます。

資料2をごらんください。内容としましては、下水道事業に関しまして、条例の改正、新設、廃止について、資料の順番に沿ってご説明させていただきます。

まず、条例の改正ですが、三芳町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例です。こちらは、地方公営企業法第4条の規定に基づき、地方公営企業の設置と経営の基本、組織等に関する事項を定めるものです。もともとありました三芳町水道事業の設置等に関する条例に下水道事業を加えるものになります。

主な改正点としましては、条例の条例名です。水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例に改め、また各条文の中の「水道事業」を「上下水道事業」に改めます。

また、第2条におきましては、経営の基本に下水道事業区域を追加いたします。

続きまして、三芳町下水道事業審議会条例ですが、審議会につきましては、地方公共団体の諮問機関になりますので、基本的な変更はございません。ただ、改正の内容としましては、第3条第2項の委員の規定につきまして、下水道事業が地方公営企業として一般行政組織である町と切り離されるため、本条例でいう執行機関の職員が一般行政職である町の職員であることをはっきりさせるため、町執行機関の職員と改めます。

続きまして、三芳町下水道条例になります。この条例は、町の設置する公共下水道の管理、使用及び施設の構造の基準等について、下水道法、その他の法令で定めのあるもののほか必要なものを定めているものです。

主な改正点としましては、現行の条例の第2条で公共下水道の設置を定めておりまして、さきに申し上げました三芳町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例に設置を規定しておりますので、この第2条につきましては削除するものです。

続きまして、先ほど課長からも説明がございましたとおり、町長と管理者の関係につきまして、各条文の中で、「町長」を「管理者」に、「町規則で定める」を「管理者が別に定める」というふうに改めます。地方公営企業に管理者を置き事務をさせることが規定されておりますので、条文中の町長という文言を改めるものです。

続きまして、第16条につきまして、使用料の徴収をうたっておりますが、第2項におきまして、納入通知書等によって2カ月分まとめて徴収するとあり、その「徴収する」を「町の水道料金に併せてこれを徴収する。」に改めます。これも先ほど課長から説明がございましたが、三芳町水道事業管理者に公共下水道使用料の徴収事務を委任する規則によって、今までは水道料金とともに下水道料金を徴収しておりましたが、下水道事業が法適用することにより管理するのが町長ではなく管理者となりますので、徴収を委任する規則が町長の委任に、失礼しました。

○議長（抜井尚男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（松本明雄君） ここがちょっとわかりづらいかと思うのですが、地方自治法上の委任に関する規定を適用して、今、下水道使用料を当然水道料金と両方あわせて徴収しているのですけども、これは一般行政組織の中からですと、水道事業管理者に委任しますよという形をとっていたのですが、水道事業の管理者自体もすごい地方公営企業法上の中で特殊な位置づけになっているのですけども、という条例だったものが、結局今度は上下水道事業管理者ということで、両方管理者業務となりますので、自治体の長が委任するわけではなくなりますから、この条例は必要なくなりまして廃止ということで、それで下水道条例の一つ追加で設けまして、あわせて条例の中で水道料金とあわせて徴収しますという内容を盛り込みますので、必然的にこの委任条例が廃止されるという形になります。よろしいでしょうか。ちょっとわかりづらいのですけども。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 下水道業務担当主幹。

○下水道業務担当主幹（藤根 晃君） 大変失礼いたしました。

今の課長の説明のとおりでして、これによって下水道条例の第16条の使用料の徴収のところにつきまして、町の水道料金にあわせてこれを徴収するというを表記するという形になります。

続きまして、三芳町下水道施設事業分担金条例ですが、こちらの条例につきましても、各条文中の「町長」を「管理者」に改めるという内容になります。

続きまして、三芳町公共下水道事業受益者負担に関する条例ですが、こちらも同様に、「町長」を「管理者」に、「町規則で定める」を「管理者が別に定める」ということに改めます。

続きまして、三芳町水洗便所改造資金融資あつ旋条例ですが、こちらにつきましても、「町長」または「町」を「管理者」に、「町規則で」を「管理者が別に」というふうに改めます。

以上が条例の改正の内容になります。

続きまして、条例の新設に移ります。三芳町下水道事業における剰余金の処分等に関する条例ですが、この条例は、地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定に基づき、下水道事業において生じた剰余金の処分等に関し必要な事項を定めるものです。地方公営企業法の適用により公営企業会計へ切りかわり、経理上発生した剰余金の処分について、必要な事項を定めるための条例を新設するものになります。

続きまして、条例の廃止になります。三芳町下水道事業特別会計条例ですが、地方公営企業法適用により、地方公営企業法施行規則第2条の規定に基づく会計規程を制定するため、こちらの特別会計条例につきましては廃止するものです。現在の特別会計から水道事業と同じような公営企業会計へ切りかわります。新たな会計規程を設け、これに対応するということになります。

続きまして、三芳町下水道整備基金の設置、管理及び処分に関する条例、この条例につきましては、先ほどご説明させていただきました三芳町下水道事業における剰余金の処分等に関する条例に基づき、建設改良積立金として積み立て等行いますので、こちらの条例につきましては廃止をさせていただくものとなります。

以上となります。大変失礼いたしました。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（抜井尚男君） ありがとうございます。

1点確認なのですが、これは当然条例変更ですので、議案として上程されてくると思うのですけれども、予定としては、いつ上がってくる予定ですか。

上下水道課長。

○上下水道課長（松本明雄君） 次期定例会で上程することを考えております。

3月も考えたのですけれども、3月、次回、基本的に予算などは全て公営企業法に照らし合わせた財務諸表等になってきますので、先に次の議会で、適用は4月1日ということになりますけれども、上程案としては、次、11月になりますか、議会で先に上程させていただいてお諮りするということを考えております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ありがとうございます。

それでは、今、課長から説明があったとおり、12月定例会のほうで上程の予定だそうでございます。これは議案になりますので、ご配慮いただきながら、聞き逃した点、また何かございましたら挙手にてお願いいたします。いかがでしょうか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

2点あるのですが、条例の中身に関しては審議は本会議になりますが、ちょっとここで見えないのが、上下水道、両方とも公営企業になるということで、職員の立場というのは、町からの職員の出向になるのか、どういう扱いになる見込みなのか、お願いします。

○議長（抜井尚男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（松本明雄君） 職員につきましては、現在の水道事業と同じように考えていまして、町からの出向になるということで考えております。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

今までは水道事業だけが公会計、公営企業ということで、実際には水道事業の職員と下水道関係の職員が兼務的な形でやられたと思うのですが、これは完全に切り離されて、公営企業。町から出向であるということは、逆に言うと公営企業単独で職員の採用というのは可能になるのかなと思ったのですが、その辺はどうかなのでしょう。

○議長（抜井尚男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（松本明雄君） ちょっとお時間下さい。よろしいでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 何でそんな質問をしたのかというと、これずっと見ていて、職員の就業規則的な一般的に、そういうものが全然触れられていないので、ちょっと不思議に感じたのです。いわゆる公営企業だろうが何だろうが、独立してしまうと、今までみたいな片肺飛行みたいな形と変わるので、就業規則そのものも公営企業で定めていくのかなとちょっと思って、そうするとともろもろ、職員の採用から何から、退職金の規定。出向であれば退職金の規定は町のほうに準ずると思うのですが、それ以外のことというのはやっぱり独自でやるのかなと思いながら見ていて、余りそれに関係するような、三芳町企業職員就業規則というのがありますから、そこでいろいろ定めていくのだらうとは思いますが、退職というのは基本的にここではないはずで、町の職員に一回、出向から解除になって戻って退職になるのかなと。ただ、採用に関してはどうなるのかなというのが非常に疑問になったので、そこだけ、もしわかればでいいのですが。

まだ時間がかかるということで、もう一点質問があるので、資料1の右側の改正後のところの11編、第1章、通則というのが真ん中辺にあります。参考で規則等となっています。その参考の規則等の上から4番目、三芳町下水道の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせるというのがありますが、水道、下水道事業で、これは使用料徴収ですから、公金に当たるのかなとちょっと疑問になったのですが、いわゆる税徴収とは違いますよね。あくまでも使用料を徴収していくということであると、公金という扱いになるとちょっとおかしいのではないかなと思って、この名称なのですが、そこはいかがなのですか。

○議長（抜井尚男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（松本明雄君） 名称、公金。名称については、ちょっと後で調べておきますけれども、一般的な表現の仕方としては、たしか下水道、既にやっているところもあるのですけれども、そのままこのようなタイトルでなっていましたので、その辺についてもご指摘いただきましたので、ちょっと確認させていただきます。

○議長（抜井尚男君） ほかにございますか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

同じような内容なのですけれども、私もこの水道事業、一応公営企業になっても、職員については今までと変わらない人数で、町からの出向となるというふうに、そのように捉えているのですけれども、今の職員の人数体制というのは変わらないというふうに思っているのですけれども、それでよろしいでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（松本明雄君） 直接人事担当ではございませんから、何とも言えませんけれども、私の要望としては変更があっては困るというふうに考えております。これ以上のことはちょっと申し上げられません。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） なるべくそこは維持していくべきだというふうに思います。

あと、管理者というのは、私のほうでは町長というふうに捉えているのですけれども、それでいいのかど

うか。

○議長（抜井尚男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（松本明雄君） そうですね。法的には管理者は小規模なところは、いろいろ定義があるのですが、置かなくてもいいと。置かない場合については、管理者権限の業務は町長が行うという考え方でよろしいかと思えます。

○議長（抜井尚男君） ほかに、
よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（抜井尚男君） それでは、（１）番については閉じさせていただきます。
暫時休憩いたします。

（午前１０時０６分）

○議長（抜井尚男君） それでは、再開をいたします。

（午前１０時０７分）

◎政策検討会議

○議長（抜井尚男君） 続きまして、４番、報告事項に移ります。

報告事項、本日は政策検討会議、井田副議長、お願いいたします。

○副議長（井田和宏君） それでは、政策検討会議より報告をさせていただきます。

政策サポーター会議の件なのですが、第１回目については、前回の全員協議会の中でお話をさせていただいたと思っております。第２回目の政策サポーター会議が９月２６日に行われました。当日の内容といたしましては、２つのグループに分かれてワークショップ形式で行いました。内容といたしましては、三芳町の身近な緑とは、また残すべき緑とは、そして新たにつくるべき緑とはというふうなテーマを決めて、ワークショップの中で話し合いをしていただきました。サポーターの皆さんが考える身近な緑については、ほぼ同じような意見でありました。その中で、これから身近な緑を守り育てていくためには、住民の参画や人づくりが大切であるということになって、今後のサポーター会議の中では、緑に対する意識の醸成や環境教育を含めた子供たちのキャリア教育という２点について、政策提言の柱にしていこうということで、今後、３回目以降、またワークショップという形式等を用いながら具体的な提言の内容に入っていきたいと思っております。

ちなみに、第３回目の政策サポーター会議は、１０月２９日１時１０分からを予定しておりますので、また議員の皆さん、時間があれば傍聴していただきたいと思っております。

政策検討会議からは以上でございます。

○議長（抜井尚男君） ほかに報告ございますでしょうか。
よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（抜井尚男君） それでは、（４）番の報告事項を閉じさせていただきます。

◎その他

○議長（抜井尚男君） 続きまして、5番、その他でございます。

1点だけ、私のほうから先に。冒頭申し上げるのを忘れて大変恐縮でございます。菊地議員より欠席の旨の報告がございましたので、皆さんにお知らせいたします。

そのほか、皆さんからその他何かございましたら挙手をお願いします。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（抜井尚男君） それでは、私のほうから、まず1点、皆さんにご協議をいただきました。そして、会派連絡調整会議を持ちまして、11月に行われますマレーシアペタリングジャヤで行われますフォークロアフェスティバルの議会の参加でございますが、私が一人で町長と一緒に公務として参加をするということで、それぞれ会派の皆さん、無所属の方もその会議には出席をされていたので、ご存じかと思いますが、そのように決めさせていただきましたので、ご報告させていただきます。

続きまして、皆さんに再三ご案内をさせていただいておりますので、おわかりと思いますが、あすが県の議長会の主催によります研修、それから22日が郡の議長会主催によります研修、表彰、22日の夜は、勤続20年を迎えられました内藤議員のお祝いの会でございます。そちらの予定のほうをよろしく願いいたします。

私のほうからは以上でございますが、よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（抜井尚男君） それでは、事務局、何かございますか。

では、事務局のほうにお返しいたします。

◎閉会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、大変お疲れさまでございました。

閉会につきましては、井田副議長、よろしく願いいたします。

○副議長（井田和宏君） 本日は全員協議会ということで、大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

季節の変わり目でございますので、体調を崩しやすい季節でございますので、お体には十分ご留意いただき、議員活動、議会活動に臨んでいただきたいと思いますと思っております。

本日は大変ありがとうございました。

（午前10時11分）